

浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付要綱

(目的)

第1条 浜松市は、将来子どもを授かることを望むがん患者等の経済的負担の軽減を図るため、妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等（以下「温存後生殖補助医療」という。）に要する費用の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金等交付規則（昭和55年3月31日浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 妊孕性温存療法

生殖機能が低下する又は失う可能性のあるがん治療等に関して精子、卵子又は卵巣組織を採取し凍結保存するまでの一連の医療行為、又は卵子を採取し受精させ、胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連の医療行為をいう。

(2) 温存後生殖補助医療

(1)で凍結した検体を用いた生殖補助医療、又は(1)を受けた者が受ける生殖補助医療をいう。

(3) ガイドライン

「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（一般社団法人日本癌治療学会編）をいう。

(4) 保険適用外

医療を受けるにあたり、医療保険各法の規定による医療に関する給付を受けることができず、その費用が全額自己負担となる場合をいう。

(5) 国実施要綱

「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱（令和4年3月23日付け健発0323号第4号厚生労働省健康局長通知）」をいう。

(6) 妊孕性温存療法開始日

精子、卵子又は卵巣組織の採取のために治療を開始した日をいう。

(7) 凍結保存日

精子、卵子、胚（受精卵）又は卵巣組織を凍結保存した日をいう。

(妊孕性温存療法の補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たし、かつ第2項又は第3項に掲げる要件を全て満たす者のうち市税を完納している者とする。

(1) 妊孕性温存療法の凍結保存時に43歳未満の者。なお、別表1の胚（受精卵）凍結に

係る治療の場合は、原則、開始日時点で法律婚の関係にある夫婦のうち、女性が妊孕性温存療法対象者である場合とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。以下同じ。）の関係にある者も対象とする。婚姻関係の確認手法は第6条で定める。

- (2) 申請時において浜松市に住所を有する者
 - (3) 静岡県が指定する医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者。ただし、子宮摘出が必要な場合など、本人が妊娠できないことが想定される場合は除く。また、妊孕性を低下させる恐れのある原疾患治療前を基本としているが、治療中及び治療後であっても医学的な必要性がある場合には対象とする。
- 2 小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業（以下、「国制度」という。）による補助を受けている場合の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 以下のいずれかに該当する原疾患の治療を受けている者
 - ア ガイドラインの妊孕性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
 - イ 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等
 - ウ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンconi貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等
 - エ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等
 - (2) 別表2(1)に示す医療機関において妊孕性温存療法を受けた者
 - (3) 妊孕性温存療法の研究への臨床情報等の提供をすることに同意する者。ただし、補助の対象者が未成年者である場合は、できる限り本人も説明を受けた上で、親権者または未成年後見人が同意した場合とする。
- 3 国制度による補助を受けていない場合の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) ガイドラインに基づき、がん治療等により生殖機能が低下する又は失う恐れがあると医師に診断された者
 - (2) 別表2(2)に示す医療機関において妊孕性温存療法を受けた者
- 4 前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。
- (1) 市の他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業
 - (2) 国、他の地方公共団体又は公共的団体の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業

(温存後生殖補助医療の補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たし、市税を完納している者とする。

- (1) 原則として、夫婦のいずれかが第3条第1項第1号を満たし、別表1に定める治療を受けた後に、別表2(2)に示す医療機関において、別表3に定める対象となる治療を受けた場合であって、別表3に定める治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者(原則、法律婚の関係にある夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚の関係にある者も対象とする。なお、婚姻関係の確認手法は第6条で定める。)
- (2) 別表3に定める対象となる治療初日における妻の年齢が43歳未満である者
- (3) 申請時において浜松市に住所を有する者
- (4) 別表2(2)に示す医療機関において、妊孕性温存後生殖補助医療を受けた者
- (5) 静岡県が指定する医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師より、温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者
- (6) 夫、妻の両者が第3条を満たし、共に別表1に定める治療を受けた後に、別表3に定める対象となる治療を受けた場合、夫婦の一方のみに第9条に定める助成を行うこととし、それぞれが別に助成を受けることは認められない。なお、事実婚の関係にある者も同様とする。

(補助の対象とならない者)

第5条 第3条及び前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(婚姻関係の確認)

第6条 別表1に定める胚(受精卵)凍結に係る治療又は別表3に定める温存後生殖補助医療に係る申請があった場合、以下の方法で婚姻関係を確認する。

- (1) 法律婚の場合
両人から戸籍謄本の提出を求め、確認することとする。
- (2) 事実婚の場合

以下のア～ウ の書類の提出を求め、確認することとする。

ア 二人の戸籍謄本（重婚でないことの確認のため。）

イ 二人の住民票（同一世帯であるかの確認のため。同一世帯でない場合は、ウでその理由について記載を求めること。）

ウ 事実婚関係に関する申立書（様式第5号又は様式第9号）

なお、事実婚関係にある夫婦が本事業の助成を受ける場合は、温存後生殖補助医療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを確認すること。

（補助対象経費）

第7条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、妊孕性温存療法、初回の凍結保存並びに温存後生殖補助医療に要する費用とし、別表1又は別表3に定める治療に要する費用に限るものであること、また、当該費用が保険適用外となる場合に限るものとする。

2 前項で定める補助対象経費には、入院費、入院時の食事代等治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持（2回目以降）に係る費用を含まないものとする。また、温存後生殖補助医療において主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等の自己負担額は対象外とする。

3 第1項で定める治療に要する費用には、患者の状態により医師の判断で妊孕性温存治療を中止した場合、それまでに要した費用を含めることができるものとする。

（妊孕性温存療法補助金の交付額等）

第8条 補助金の交付額は、前条に定める補助対象経費の範囲内において市長が定める額とし、別表1に定める金額を限度とする。ただし、妊孕性温存療法の補助対象者1人につき通算2回を限度とする。なお、異なる治療を受けた場合であっても通算2回を限度とする。また、他の都道府県等が実施する妊孕性温存療法支援事業の補助についても、通算回数に含めるものとする。

（温存後生殖補助医療補助金の交付額等）

第9条 補助金の交付額は、第7条に定める補助対象経費の範囲内において市長が定める額とし、別表3に定める金額を限度とする。温存後生殖補助医療補助の回数は、初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の開始日における妻の年齢が40歳未満である場合、通算6回（40歳以上であるときは通算3回）までとする。ただし、助成を受けた後、出産した場合は、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事実を確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。また、妊娠12週以降に死産に至った場合は、死産届の写し等により確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。

（補助の申請）

第10条 第3条に定める対象者で補助を受けようとする者（補助対象者が未成年である場合はその親権者または未成年後見人。）（以下「申請者」という。）は、妊孕性温存療法終了後、浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請書（妊孕性温存療法分）（様

式第1号)により、次の書類を添え、市長に申請しなければならない。

- (1) 浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する証明書(妊孕性温存療法実施医療機関)(様式第2号)
- (2) 浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する領収金額内訳証明書(妊孕性温存療法実施医療機関の連携機関)(様式第3号)(妊孕性温存治療の一部を連携医療機関で実施した場合のみ。)
- (3) 浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する証明書(原疾患治療実施医療機関)(様式第4号)
- (4) 補助の対象となる妊孕性温存治療費の領収書
- (5) 婚姻関係を確認できる書類(別表1に定める胚(受精卵)凍結に係る治療の場合。ただし、(イ)及び(ウ)は事実婚の者のみ。)
 - ア 二人の戸籍謄本
 - イ 二人の住民票
 - ウ 事実婚関係に関する申立書(様式第5号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号に規定する様式第2号は、静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業に係る証明書(妊孕性温存療法実施医療機関)、様式第3号は、静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業に係る領収金額内訳証明書(妊孕性温存療法実施医療機関の連携機関)、様式第4号は、静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業に係る証明書(原疾患治療実施医療機関)の提出をもって代えることができる。

3 第4条に定める対象者で補助を受けようとする者(対象者が未成年である場合はその親権者または未成年後見人。以下「申請者」という。)は、妊孕性温存生殖治療終了後、浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請書(温存後生殖補助医療分)(様式第6号)により、次の書類を添え、市長に申請しなければならない。

- (1) 浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する証明書(温存後生殖補助医療実施医療機関)(様式第7号)
- (2) 浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する領収金額内訳証明書(様式第8号)(温存後生殖補助医療の一部を連携医療機関で実施した場合のみ。)
- (3) 補助の対象となる温存後生殖補助医療治療費の領収書
- (4) 婚姻関係を確認できる書類((イ)及び(ウ)は事実婚の者のみ。)
 - ア 二人の戸籍謄本
 - イ 二人の住民票
 - ウ 事実婚に関係に関する申立書(様式第9号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 第1項又は前項の申請期限については、補助対象となる治療に係る費用の支払日に属

する年度内までとする。ただし、妊孕性温存治療実施後、期間を置かず原疾患治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情により、当該年度内に申請が困難であった場合には、翌年度に申請することができる。

5 市長は、申請が行われた日を基準に、補助対象年度を判定するものとする。
(交付決定等)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに費用の補助の可否を決定するとともに、交付を決定したときは浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付通知書（決定及び確定）（様式第10号）により、不交付を決定したときは浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金の交付を行わない旨の通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第12条 前条の規定による交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (2) 第14条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (3) 第14条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

(請求手続)

第13条 申請者は、前条の規定により交付の決定及び確定を受けたときは、速やかに浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金請求書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第12条第3項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助対象者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書（様式第13号）により通知するものとする。

（加算金及び遅延損害金）

第15条 補助対象者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助対象者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。なお、当分の間、従前の様式を使用することができる。

別表1 妊孕性温存療法の補助対象及び1回当たりの補助基準額

対象となる治療	国制度による補助を受けている場合		国制度による補助を受けていない場合	補助率 (額)
	静岡県	浜松市	浜松市	
胚(受精卵)凍結に係る治療	35万円	5万円	40万円	補助対象経費 の実支出額と 補助基準額と を比較してい ずれか少ない 額
未受精卵凍結に係る治療	20万円	20万円	40万円	
卵巣組織凍結に係る治療(組織の再移植を含む)	40万円		40万円	
精子凍結に係る治療	2万5千円		2万5千円	
精巣内精子採取術により精子凍結に係る治療	35万円		35万円	

別表2 指定医療機関

区分	妊孕性温存療法の内容	医療機関
(1) 国制度による補助を受けている場合	胚(受精卵)凍結保存、未受精卵凍結保存	静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業実施要領第1(2)又は(3)の規定により指定される医療機関
(2) 国制度による補助を受けていない場合	精子凍結保存、精巣内精子採取術による精子凍結保存	がん治療の担当医師又は温存治療の担当医師から紹介を受けた医療機関
	胚(受精卵)、未受精卵又は卵巣組織凍結保存	静岡県が別に定める医療機関で、かつ、公益社団法人日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解(令和4年6月改定)」に準じて治療を行う医療機関
	温存後生殖補助医療	

別表3 温存後生殖補助医療の補助対象及び1回当たりの補助基準額

対象となる治療	国制度による補助を受けている場合		国制度による補助を受けていない場合	補助率 (額)
	静岡県	浜松市	浜松市	
凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療	10万円		10万円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額
凍結した未授精卵子を用いた生殖補助医療	25万円 ※1		25万円 ※1	
凍結した卵巣組織を用いた生殖補助医療	30万円 ※1～4		30万円 ※1～4	
凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円 ※1～4		30万円 ※1～4	

- ※1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は1件当たり10万円
- ※2 人工授精を実施する場合は1件当たり1万円
- ※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は1件当たり10万円
- ※4 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

(表)

様式第1号

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者氏名

(署名又は記名押印をしてください)

(補助対象者が未成年の場合、法定代理人が署名又は記名押印)

浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請書
(妊孕性温存療法分)

浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金を交付されるよう、関係書類を添えて次のとおり申請します。

また、補助の適性、補助金額等を判断するため、浜松市職員が下記の行為を行うことに同意します。

- ・妊孕性温存療法の助成状況について担当部署（他の都道府県を含む。）へ情報の照会及び提供を行うこと。
- ・妊孕性温存療法を受けた医療機関に内容を照会すること。
- ・申請者及び妊孕性温存療法を受けた者の住民基本台帳等の公簿を閲覧すること。

申請者	ふりがな		妊孕性温存療法を受けた者との関係
	氏名		
	生年月日・性別	年 月 日生	男 ・ 女
	住所	〒	
	電話番号	☎ (自宅・携帯・その他 ())	— —
	患者アプリを 登録できない理由		
妊孕性温存療法 を受けた者 (申請者と同じで あれば記入不要)	ふりがな		
	氏名		
	生年月日・性別	年 月 日生	男 ・ 女
	住所	〒	
電話番号	☎ (自宅・携帯・その他 ())	— —	
妊孕性温存治療費補助金の申請回数 (いずれかの番号に○を付けて ください)	1 1回目の申請 2 2回目の申請 (1回目: 静岡県内) → 市町名 [] 3 2回目の申請 (1回目: 静岡県外) → 都道府県名 []		
申請額		円	
市税の納付又は納入の状況の確認についての同意 (同意する場合は下記に☑を記入) <input type="checkbox"/> 浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。			
暴力団排除に関する誓約 (誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入) <input type="checkbox"/> 浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。 (1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。 <ul style="list-style-type: none">・暴力団 (浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)・暴力団員等 (条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)・暴力団員等と密接な関係を有する者・(法人その他の団体の場合) 上記3点に掲げる者のいずれかが役員等 (無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。) となっている法人その他の団体 (2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。			

(裏)

(添付書類 (添付したものに☑))

- 浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する証明書 (妊孕性温存療法実施医療機関) (様式第2号) (国制度による補助を受けている場合は、静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業に係る証明書 (妊孕性温存療法実施医療機関) (様式第2号) の写しも可。受けていない場合は原本のみ可。)
- (妊孕性温存療法の一部を連携医療機関で実施した場合のみ)
浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する領収金額内訳証明書 (妊孕性温存療法実施医療機関の連携機関) (様式第3号) (国制度による補助を受けている場合は、静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業に係る領収金額内訳証明書 (妊孕性温存療法実施医療機関の連携機関) (様式第3号) の写しも可。受けていない場合は原本のみ可。)
- 浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する証明書 (原疾患治療実施医療機関) (様式第4号) (国制度による補助を受けている場合は、静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業に係る証明書 (原疾患治療実施医療機関) (様式第4号) の写しも可。受けていない場合は原本のみ可。)
- (胚 (受精卵) 凍結に係る治療の場合のみ) 両人の戸籍謄本
- (胚 (受精卵) 凍結に係る治療の場合で、事実婚の者のみ) 両人の住民票
- (胚 (受精卵) 凍結に係る治療の場合で、事実婚の者のみ) 事実婚関係に関する申立書 (様式第5号)
- 当該申請に係る温存治療に要する費用の額がわかる医療機関が発行した領収書

◎ 注意事項

- ※ 補助金交付の可否は、文書で通知します。
- ※ 書類に不備がある場合、補助金を交付できないことがありますので、ご注意ください。
- ※ 補助の対象は、妊孕性温存治療及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用です。ただし、入院室料 (差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- ※ 補助対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて補助を求める場合は、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細を提出してください。詳細の記載がない場合は、当該医療機関に様式第3号の発行を依頼してください。
- ※ 医療機関によっては、様式第2号、様式第3号及び様式第4号の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- ※ 本補助は、妊孕性温存治療に要する費用を申請に基づき補助するものであり、がん治療及び妊孕性温存治療、妊孕性温存治療後の妊娠等、その医療の内容について浜松市が保証し、又は責任を負うものではありません。

◎ 個人情報の取扱いについて

得られた個人情報は、補助金の交付事務以外には使用しません。また、厳重に管理し、漏えい、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を行います。

なお、個人情報を加工した匿名加工情報として、浜松市のがん対策の推進に必要な用途 (施策の立案や調査及び分析等) に活用することがあります。

(表)

様式第2号

浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する証明書
(妊孕性温存療法実施医療機関)

以下のとおり、原疾患治療により生殖機能が低下する又は失う可能性がある者と診断された者に対し妊孕性温存療法(※1)を実施することについて説明し同意を受け、妊孕性温存療法を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の所在地 _____
医療機関の名称 _____
診療科 _____
妊孕性温存療法主治医氏名 _____

(署名又は記名押印)

妊孕性温存療法を受けた者	ふりがな			
	氏名			
	生年月日・性別	年	月	日生 男・女
妊孕性温存療法について紹介を受けた原疾患主治医が所属する医療機関名と当該医師名		医療機関の名称 () 原疾患主治医の氏名 ()		
治療方法	I 男性へ妊孕性温存療法を実施した場合			
	いずれかの番号に○を付けてください。	妊孕性温存療法開始日 (年 月 日) 凍結保存日 (年 月 日) 妊孕性温存療法終了日 (年 月 日) (上記実施日と同じ場合も記載してください。)		
	1 精子凍結保存	備考 ()		
	2 精子凍結保存 (精巣内精子採取)			
II 女性へ妊孕性温存療法を実施した場合				
いずれかの番号に○を付けてください。	妊孕性温存療法開始日 (年 月 日) 凍結保存日 (年 月 日) 妊孕性温存療法終了日 (年 月 日) (上記実施日と同じ場合も記載してください。)			
1 胚(受精卵)凍結保存	備考 ()			
2 未受精卵子凍結保存				
3 卵巣組織凍結保存				
III 他医療機関依頼、院外処方等がある場合(※2)				
他医療機関への依頼 あり・なし		院外処方 あり・なし		
医療機関名 ()		()		
依頼内容 ()		()		
領収金額合計	円(内訳は裏面のとおりに)			
備考(※3)				

※1 生殖機能が低下する又は失うおそれのある原疾患治療に際して精子、卵子又は卵巣組織を採取し、これを凍結保存するまでの一連の医療行為、若しくは卵子を採取し、これを受精させ、胚(受精卵)を凍結保存するまでの一連の医療行為のこと。

※2 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、その内容を記載してください。一連の治療に直接係る費用として、本領収金額以外の追加の費用申請が対象者からあった場合、記載が認められない内容は助成対象外となる可能性があります。

※3 妊孕性温存療法が正常に行えなかった等の治療内容に係る留意事項は備考欄に記載してください。

(裏)

領収金額 内訳証明書

項目	費用
精子、卵子、卵巢組織の採取に要した費用（検査や排卵誘発剤などを含む）	円
胚（受精卵）を凍結保存する場合の受精に要した費用（受精料、培養料など）	円
凍結保存に要した費用（凍結処置料、初回の凍結保存料など（更新料は含まない））	円
その他（ ）	円
その他（ ）	円
その他（ ）	円
合計	円

治療期間
年 月 日～ 年 月 日

領収金額に関する問合せ先	
担当課	
担当者	
電話番号	— —

- ・ 補助対象となる費用のみを計上してください。
- ・ 補助の対象となる費用は、ガイドラインに基づき行われる妊孕性温存療法に要する費用のうち、精子、卵子、卵巢組織の採取及び凍結並びに胚（受精卵）の凍結に係る医療保険適用外費用とします。
- ・ 補助の対象となる費用は、治療に要する費用（初回の凍結保存に要する費用を含む。）に限るものとし、入院費、入院時の食事代等の治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- ・ 本証明書を発行する医療機関が領収する金額のみを記入してください。一連の治療の一部を連携医療機関で実施した場合、その治療費用は当該医療機関からの証明書等を患者本人に提出いただくことにより、別途確認を行いますので本証明書には記載不要です。

様式第3号

浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する領収金額内訳証明書
(妊孕性温存療法実施医療機関の連携機関)

以下のとおり、若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付要綱で示す対象者要件を満たす者に対し、妊孕性温存療法実施医療機関の指導に基づく妊孕性温存療法(※1)の一部を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の所在地 _____
 医療機関の名称 _____
 診療科 _____
 担当医師氏名 _____
 (署名又は記名押印)

妊孕性 温存療法 を受けた者	ふりがな			
	氏名			
	生年月日・性別	年	月	日生
妊孕性温存療法を受ける患者の紹介元となる妊孕性温存療法指定医療機関名と当該医師名		医療機関の名称 ()		
		妊孕性温存療法主治医の氏名 ()		
領収金額合計 (※2)	円 (内訳は以下のとおり)			
領収金額内訳	項目	費用		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
備考				

治療期間
年 月 日～ 年 月 日

領収金額に関する問合せ先	
担当課	
担当者	
電話番号	- -

※1 生殖機能が低下する又は失うおそれのある原疾患治療に際して精子、卵子又は卵巣組織を採取し、これを凍結保存するまでの一連の医療行為、若しくは卵子を採取し、これを受精させ、胚(受精卵)を凍結保存するまでの一連の医療行為のこと。

※2 補助の対象となる費用は、治療に要する費用(初回の凍結保存に要する費用を含む。)に限るものとし、入院費、入院時の食事代等の治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持に係る費用は対象外です。

様式第4号

浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する証明書
(原疾患治療実施医療機関)

以下のとおり、原疾患治療により生殖機能が低下する又は失う可能性があるとして診断された患者に対する原疾患治療及び妊孕性温存療法(※1)を実施することについて、説明し同意を受け、原疾患治療を実施した(実施予定である)ことを証明します。
年 月 日

医療機関の所在地 _____
 医療機関の名称 _____
 診療科 _____
 原疾患主治医氏名 _____
 (署名または記名押印)

妊孕性温存療法を受けた者	ふりがな			
	氏名			
	生年月日・性別	年	月	日生 男・女
治療方法	I 原疾患について			
	原疾患名(※2)	左記の診断日 年 月 日		
	()	診断医療機関名 ()		
治療方法	II 原疾患に対する治療方法の妊孕性温存低下リスクの評価について			
	該当する番号に○を付けてください。 (複数可)			
	1 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」(日本癌治療学会)の妊孕性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療 2 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定される治療(ホルモン療法等) 3 造血幹細胞移植を実施する治療 4 アルキル化剤を投与する治療 5 1～4のいずれにも該当しない ()			
具体的な治療内容 (使用した薬剤・レジメン等) (※3)		()		
対象となる原疾患治療を開始した日又は開始予定日		年	月	日
妊孕性温存療法実施医療機関名				

※1 生殖機能が低下する又は失うおそれのある原疾患治療に際して精子、卵子又は卵巣組織を採取し、これを凍結保存するまでの一連の医療行為、若しくは卵子を採取し、これを受精させ、胚(受精卵)を凍結保存するまでの一連の医療行為のこと。
 ※2 原疾患名の欄には、がん等の診断名(例：悪性リンパ腫、再生不良性貧血など)を記載してください。
 ※3 ○を付けた治療の内容が分かるよう、具体的に記載してください。

事実婚関係に関する申立書

(あて先) 浜松市長

下記の2人については、事実婚関係にあります。

本妊孕性温存療法により凍結保存した胚は、事実婚又は婚姻関係が継続している間に限り保存することに同意し、これらの関係が解消された場合、速やかに凍結保存を行った指定医療機関にその旨を申し出ます。

記

① 住所 _____

氏名 _____

(署名または記名押印)

② 住所 _____

氏名 _____

(署名または記名押印)

※別世帯になっている理由

(①と②が別世帯となっている場合には記入)

(表)

様式第6号

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者氏名

(署名又は記名押印をしてください)

(補助対象者が未成年の場合、法定代理人が署名又は記名押印)

浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請書
(温存後生殖補助医療分)

浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金を交付されるよう、関係書類を添えて次のとおり申請します。
また、以下の事項について同意します。

- ・妊孕性温存療法の助成状況について担当部署（他の都道府県を含む。）へ情報の照会及び提供を行うこと。
- ・温存後生殖補助医療を受けた医療機関に内容を照会すること。
- ・申請者及び温存後生殖補助医療を受けた者の住民基本台帳の公簿を閲覧すること。

申請者	ふりがな		生年月日	年 月 日生
	氏名		性別	男 ・ 女
	住所	〒		
	電話番号			
	患者アプリを 登録できない理由			
夫 (申請者と同じで あれば記入不要)	ふりがな		生年月日	
	氏名		年 月 日生	
妻 (申請者と同じで あれば記入不要)	ふりがな		生年月日	
	氏名		年 月 日生	
過去に妊孕性温存療法研究促進事業（温存後生殖補助医療分）の助成を受けたことがありますか ない ・ ある → 自身が過去（ ）回受けた → パートナーが過去（ ）回受けた。（助成を受けた都道府県〔 〕）				
申請額	円			
市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入） <input type="checkbox"/> 浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付要綱第4条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。				
暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入） <input type="checkbox"/> 浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。 (1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。 ・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。） ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。） ・暴力団員等と密接な関係を有する者 ・(法人その他の団体の場合)上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体 (2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。				

(裏)

(添付書類 (添付したものに☑))

- 浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する証明書 (温存後生殖補助医療実施医療機関) (様式第7号)
- (温存後生殖補助医療の一部を連携機関で実施した場合のみ)
浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する領収金額内訳証明書 (温存後生殖補助医療実施医療機関の連携機関) (様式第8号)
- 二人の戸籍謄本
- (事実婚の者のみ) 二人の住民票
- (事実婚の者のみ) 事実婚関係に関する申立書 (様式第9号)
- 当該申請に係る温存治療に要する費用の額がわかる医療機関が発行した領収書

◎ 注意事項

- ※ 補助金交付の可否は、文書で通知します。
- ※ 書類に不備がある場合、補助金を交付できないことがありますので、ご注意ください。
- ※ 補助の対象は、温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用です。ただし、入院室料 (差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。
- ※ 補助の対象となる費用について、他の制度に基づく助成を受けている場合は、本補助を受けることができません。また、自身とパートナー両方が補助対象者の条件を満たす場合でも、同じ費用についてそれぞれが別に助成を受けることは認められません。
- ※ 補助対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて補助を求める場合は、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細を提出してください。詳細の記載がない場合は、当該医療機関に様式第8号の発行を依頼してください。
- ※ 医療機関によっては、様式第7号及び様式第8号の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- ※ 本補助は、温存後生殖補助医療に要する費用を申請に基づき補助するものであり、がん治療及び妊孕性温存療法、妊孕性温存療法後の妊娠等、その医療の内容について県が保証し、又は責任を負うものではありません。

◎ 個人情報の取扱いについて

得られた個人情報は、補助金の交付事務以外には使用しません。また、厳重に管理し、漏えい、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を行います。

なお、個人情報を加工した匿名加工情報として、県のがん対策の推進に必要な用途 (施策の立案や調査及び分析等) に活用することがあります。

浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する証明書

(温存後生殖補助医療実施医療機関)

以下のとおり、原疾患治療により生殖機能が低下する又は失う可能性がある者と診断された者に対し温存後生殖補助医療（※1）を実施することについて説明し同意を受け、温存後生殖補助医療を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の所在地 _____

医療機関の名称 _____

診療科 _____

温存後生殖補助医療主治医氏名 _____

(署名又は記名押印)

温存後生殖補助医療 の対象者（※）2	ふりがな		生年月日	年 月 日生
	氏名		性別	男 ・ 女
配偶者 (事実婚を含む)	ふりがな		生年月日	年 月 日生
	氏名		性別	男 ・ 女
治療方法	I 実施した温存後生殖補助医療			
	以下の該当する番号に○を付けてください。		生殖補助医療開始日 (年 月 日)	
	1 凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療 2 凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療 3 凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療 4 凍結した精子を用いた生殖補助医療		生殖補助医療終了日 (年 月 日) (上記開始日と同じ場合も記載してください。)	
		備考 ()		
II Iにおいて、2～4に該当する場合				
以下の該当する番号に○を付けてください。				
1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合				
2 人工授精を実施する場合				
3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合				
III 他医療機関依頼、院外処方等がある場合（※3）				
他医療機関への依頼 あり ・ なし 院外処方 あり ・ なし				
医療機関名 ()				
依頼内容 ()				
領収金額 合計	円（内訳は裏面のとおりに）			
備考				

※1 妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療のこと。

※2 妊孕性温存療法を受け、生殖補助医療に用いた凍結検体の提供者又は凍結検体を再移植した方の氏名を記載してください。

※3 主治医の治療方針に基づき、主治医の所属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、その内容を記載してください。一連の治療に直接係る費用として、本領収金額以外の追加の費用申請が対象者からあった場合、IIIに記載が認められない内容は助成対象外となる可能性があります。

(裏)

領収金額 内訳証明書

項 目	費用
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

治療期間
年 月 日～ 年 月 日

領収金額に関する問合せ先	
担当課	
担当者	
電話番号	— —

- ・ 補助の対象となる費用のみを計上してください。
- ・ 補助の対象となる治療費は、妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。
- ・ 本証明書を発行する医療機関が領収する金額のみを記入してください。一連の治療の一部を連携医療機関で実施した場合、その治療費用は当該医療機関からの証明書等を患者本人に提出いただくことにより、別途確認を行いますので本証明書には記載不要です。

様式第8号

浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する領収金額内訳証明書
(温存後生殖補助医療実施医療機関の連携機関)

以下のとおり、若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付要綱で示す対象者要件を満たす者に対し、温存後生殖補助医療実施医療機関の指導に基づく温存後生殖補助医療（※1）の一部を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の所在地 _____
 医療機関の名称 _____
 診療科 _____
 担当医師氏名 _____
 (署名又は記名押印)

温存後生殖補助医療の対象者	ふりがな		生年月日	年 月 日生
	氏名		性別	男 ・ 女
配偶者 (事実婚を含む)	ふりがな		生年月日	年 月 日生
	氏名		性別	男 ・ 女
温存後生殖補助医療を受ける患者の紹介元となる 温存後生殖補助医療指定医療機関名と当該医師名			医療機関の名称 () 温存後生殖補助医療主治医の氏名 ()	
領収金額合計 (※2)	円 (内訳は以下のとおり)			
領収金額内訳	項目		費用	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
備考				

治療期間
年 月 日～ 年 月 日

領収金額に関する問合せ先	
担当課	
担当者	
電話番号	- -

- ※1 妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療のことです。
- ※2 補助の対象となる治療費は、妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院費、入院時の食事代等の治療に直接関係のない費用は対象外です。

事実婚関係に関する申立書

(あて先) 浜松市長

下記の2人については、事実婚関係にあります。
本事業の温存後生殖補助医療の結果、出生した子については認知を行う意向です。

記

① 住所 _____

氏名 _____
(署名または記名押印)

② 住所 _____

氏名 _____
(署名または記名押印)

※別世帯になっている理由

(①と②が別世帯となっている場合には記入)

様式第 10 号

浜松市指令 第 号
年 月 日

申請者 様

浜松市長 ⑩

浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付通知書（決定及び確定）

年 月 日付けで申請がありました浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金の交付について、下記金額を補助することを決定し、及び確定したので通知します。

記

交付申請額 金 円
補助額 金 円

（交付の条件）

- 1 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- 2 第14条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- 3 第14条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- 4 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

様式第 11 号

浜松市指令 第 号
年 月 日

申請者 様

浜松市長 ⑩

浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金の交付を行わない旨の通知書

年 月 日付けで申請がありました浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金については、下記の理由によりこれを行わないこととしたので、通知します。

記

理由

様式第 12 号

年 月 日

(あて先) 浜松市長

請求者 住 所
氏 名
電話番号

浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金請求書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により交付決定及び確定を受けた浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金として、次のとおり請求します。

金 円

振込先口座

銀 行 名	本・支店・ 営業部・出張所名	預金種別	口 座 番 号			
		1 普通預金 2 当座預金 3 ()				
フリガナ						
口座名義人						

様

浜松市長

印

補助金交付決定取消通知書及び返還命令書

年 月 日付浜松市指令 第 号で補助金の交付を決定した浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金について、浜松市補助金交付規則第17条の規定により補助金交付決定を取り消し、同規則第18条の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

- | | | |
|------------|---|-----|
| 1 返還を命じる額 | 金 | 円 |
| 2 交付済額 | 金 | 円 |
| 3 交付年月日 | 年 | 月 日 |
| 4 返還を命じる理由 | | |
| 5 返還期限 | 年 | 月 日 |

浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付要綱第15条により、浜松市補助金交付規則第18条の2第1項の規定に基づき、加算金を納付いただきます。加算金の請求は補助金額返還後別途請求いたします。

また補助金の返還請求を受け、これを納期限までに納付いただけない場合は、同規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を納付いただきます。